# 小規模木造建築物「4号特例 | の縮小について



東葛支部 幕田 圭一

### 概要

2022(令和4)年6月に「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律」(令和4年法律第69号)が公布され、2025(令和7)年4月から「省エネ基準への適合義務化」に係わる改正が施行予定となっており、2022年秋には国交省から概要等が公表されました。

また同法では省エネ化等による建物の重量化に対応するため、壁量計算・柱小径の構造基準も見直される事に伴い「建築確認・検査や審査省略制度の対象範囲の見直し」(「4号特例」の縮小)も行われ、ここでは4号特例の縮小に絞って簡単に述べます。

### 4号特例

4号特例とは建築確認の対象となる木造住宅等の小規模建築物において、建築士が設計を行う場合には構造関係規定等の審査が省略される制度ですが、これが平屋建て200㎡以下に縮小されて(非木造建築物と同様)、主に個人住宅として需要の多い木造2階建てにおいても確認申請の際に構造関係規定等の図書の提出が必要となります。

#### 経緯

そもそも4号特例は建築行政上(職員不足による確認・検査業務量過多の軽減)の理由から導入された制度で、これまで問題点が指摘されてきましたが様々な理由から存続され続けてきました。

これまでも4号建築物の構造安全性の建築士による チェックは必要でしたが、省エネ化による重量化に対 応した基準の変更に伴い、遂に4号特例も縮小されて 行政の審査も再開される事となりました。

### 最後に

施行まで1年余りですが、行政も含め設計・施工会社、施主への影響は大きいと考えられます。ここでは言及しなかった構造計算を要する高さ・規模の変更や、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)等も含めどのような設計実務を行う事となるのか、今後示される情報の注視が必要です。

参考 資料 「2025年4月(予定)から4号特例が変わります」 (国土交通省リーフレット 2022年10月版) 「木造建築物に関する改正項目」: 下記の図表 (国土交通省リーフレット 2022年12月版)

## 建築確認審査の対象となる建築物の規模の見直し(4号特例の見直し)

2025年4月施行予定

木造建築物に係る建築確認の対象が2階建て以上または延べ面積200㎡超の建築物に見直されます。 また、建築確認検査の審査省略制度は、平家かつ延べ面積200㎡以下の建築物に縮小されます。

> 「建築確認・検査」「審査省略制度」の対象範囲

## 4号建築物

(建築基準法第6条第1項第4号に該当する建築物)







木造平屋建て等

- 都市計画区域等内に建築する際に は建築確認・検査が必要
- · 審査省略制度の**対象**

#### 新2号建築物



階数2以上又は 延べ面積200㎡ 超の建築物

- ・全ての地域で建築確認・検査(大規模な修繕・模様替を含む)が必要
- 審査省略制度の対象外 (省エネ基準への適合性も審査)

#### 新3号建築物



平屋かつ 延べ面積200㎡ 以下の建築物

- 都市計画区域等内に建築する際に、 建築確認・検査が必要
- 審査省略制度の対象